

5年水張りルールの運用例 その1

当該圃場での作付け例

例	事例	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和13年 (2031年)	令和14年 (2032年)	...
①	水稲を作付け												
		1年目 (畑作物など)	2年目 (畑作物など)	3年目 (水稲)	1年目 (畑作物など)	2年目 (畑作物など)	3年目 (畑作物など)	4年目 (畑作物など)	5年目 (水稲)	1年目 (畑作物など)	2年目 (畑作物など)	3年目 (畑作物など)	...
			カウントがリセット						カウントがリセット				
②	水張りを実施・連作障害確認												
		1年目 (畑作物など)	2年目 (畑作物など)	3年目 (畑作物など)	4年目 (水張り)	1年目 (畑作物など)	2年目 (畑作物など)	3年目 (畑作物など)	4年目 (畑作物など)	5年目 (水張りなど)	1年目 (畑作物など)	2年目 (畑作物など)	...
			カウントがリセット			水張り後に、連作障害が確認された場合は、以降は交付対象外になります。 連作障害が確認されなければ、5年以内に水稲の作付け又は、水稲の作付けが必要です。							
③	災害復旧・農業基盤整備等												
		1年目 (畑作物など)	2年目 (畑作物など)	3年目 (畑作物など)	除外	除外	除外	4年目 (畑作物など)	5年目 (水稲)	1年目 (畑作物など)	2年目 (畑作物など)	3年目 (畑作物など)	...
			この期間は、カウントしません。						カウントがリセット				

5年水張りルールの運用例 その2

当該圃場での作付けパターン例

例	作付け事例	細目書への記入	判定	備考
①	水稲又は水張り	記入パターン 1	○	圃場全体が水稲又は水張りになりますので、"○"になります。
②	水稲又は水張り + 畑作物など	記入パターン 2	○	圃場の一部が水稲又は水張りになりますので、"○"になります。 (水稲+水張りもこれに含まれます。)
③	(基幹作) 畑作物 + (2作目) 水張り	記入パターン 3	×	畑作物が基幹作扱いとなります。5年水張りの判定は、基幹作物で判定されるため"×"になります。
④	(基幹作) 水張り + (2作目) 畑作物	記入パターン 4	○	水張りが基幹作扱いとなりますので、"○"になります。但し、2作目の畑作物は作付けカウントしません。(交付金助成対象外)

【注意】

- ・ 上記以外の作付けパターンについては、営農指導機関又は協議会へお問い合わせください。
- ・ 記入パターンは、別ファイルを参照ください。